16	削除	

［17～38　略］

［２～５　略］

16	(1)　茨城県鉾田市鉾田2236―２ (49,80) (2)　茨城県鉾田市徳宿字塚前 1842―１　(76,20)	北緯36度09分15秒東経140度30分30秒の地点と北緯36度10分17秒東経140度30分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度10分54秒東経140度30分50秒の地点と北緯36度11分17秒東経140度30分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度11分35秒東経140度30分58秒の地点と北緯36度11分39秒東経140度30分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［17～38　同左］

［２～５　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

四十一　平成二十八年総務省告示第三百五十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲

［１～９　略］

10	削除	
11	削除	

［12～18　略］

［２～４　略］

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲

［１～９　同左］

10	(1)　長野県長野市上千歳町 1112―１　(464,30) (2)　長野県長野市若穂保科字大 道添2934―２　(425,30)	北緯36度38分54秒東経138度11分30秒の地点と北緯36度35分41秒東経138度15分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　長野県長野市上千歳町 1112―１　(459,30) (2)　長野県須坂市大字小河原 2150　(417,00)	北緯36度38分54秒東経138度11分30秒の地点と北緯36度40分44秒東経138度18分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［12～18　同左］

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

官庁報告

国家試験

ＣＢＴによる平成30年度ＩＴパスポート試験合格者

ＣＢＴによる平成30年度ＩＴパスポート試験（４月実施分）の合格者を平成30年５月16日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成30年５月28日

経済産業大臣　世耕　弘成